

# 第2期宮城県国民健康保険運営方針 (案)

令和3年3月

# 目 次

## 第1章 基本的な事項

- 1 策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 策定の根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 対象となる期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 検証・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 1 医療費の動向と将来の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - (1) 被保険者数と加入率の推移
  - (2) 被保険者の年齢構成
  - (3) 世帯主の職業の状況
  - (4) 医療費の動向
  - (5) 保険料（税）の動向
  - (6) 将来の見通し
- 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方・・・・・・・・ 8
  - (1) 市町村の国民健康保険特別会計
  - (2) 県の国民健康保険特別会計
- 3 赤字解消・削減の取組，目標年次等・・・・・・・・ 9
  - (1) 財政状況
  - (2) 解消・削減すべき赤字の定義
  - (3) 赤字の解消・削減の取組
- 4 財政安定化基金の運用・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (1) 本体基金
  - (2) 特例基金
- 5 保険者努力支援制度の県分の取扱い・・・・・・・・ 11
- 6 県による事務打合せ・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 第3章 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項

- 1 現在の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (1) 県内市町村の保険料（税）算定方式
  - (2) 応益割と応能割の割合
  - (3) 均等割と平等割の割合
  - (4) 賦課限度額の設定状況
- 2 標準的な保険料（税）算定方式等・・・・・・・・ 12
  - (1) 標準的な保険料（税）算定方式
  - (2) 応益割と応能割の割合
  - (3) 均等割と平等割の割合
  - (4) 賦課限度額
- 3 標準的な収納率・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

4	将来的な保険料（税）水準の統一	1 2
5	納付金の算定方針	1 2
	（1）高額医療費の調整	
	（2）納付金の対象となる範囲	
6	納付金の算定方式等	1 3
	（1）算定方式	
	（2）応益割と応能割の割合	
	（3）均等割と平等割の割合	
	（4）医療費指数反映係数 $\alpha$ の設定	
	（5）納付金の精算	
7	激変緩和措置	1 3
	（1）納付金算定の際の激変緩和措置	
	（2）都道府県繰入金と国の財政支援（追加激変緩和財源）の活用	
	（3）対象額を規定する一定割合	
	（4）特例基金の活用	

#### 第4章 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項

1	保険料（税）収納率の推移	1 5
	（1）現年課税分	
	（2）滞納繰越分	
2	収納対策等の実施状況	1 6
3	収納率目標の設定	1 7
	（1）現年課税分	
	（2）滞納繰越分	
4	収納対策強化に資する取組	1 7
	（1）県による取組	
	（2）市町村による取組	

#### 第5章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

1	現在の状況	1 9
	（1）各市町村におけるレセプト点検の実施状況	
	（2）第三者求償の実施状況	
	（3）第三者求償に係る目標設定状況	
2	県による保険給付の点検	2 0
3	不正利得の徴収等	2 0
4	保険給付の適正な実施に関する取組	2 0
	（1）療養費の支給の適正化	
	（2）診療報酬明細書（レセプト）二次点検業務について	
	（3）第三者求償事務の取組強化	
5	高額療養費の多数回該当の判定基準の統一	2 1
	（1）単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合	
	（2）世帯分離，世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動の場合	

## 第6章 医療費の適正化の取組に関する事項

- 1 現在の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
  - (1) 特定健診の受診状況
  - (2) 特定保健指導の実施状況
  - (3) メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合の状況
  - (4) 後発医薬品の使用状況
  - (5) 糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施状況
- 2 医療費の適正化に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
  - (1) 特定健診・特定保健指導実施率及びがん検診受診率の向上並びに歯周疾患予防対策の強化
  - (2) データヘルス計画の策定支援
  - (3) 後発医薬品の使用促進
  - (4) 糖尿病重症化予防
  - (5) スマートみやぎ健民会議
  - (6) 歯と口腔の健康づくり
  - (7) 重複・頻回受診，重複・多剤服薬者への訪問指導等
  - (8) 受診の適正化に係る県民に対する意識啓発
- 3 保健事業等の取組の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
  - (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
  - (2) 保険者努力支援制度の抜本的強化に係る取組
  - (3) 保険者協議会との連携強化
- 4 宮城県医療費適正化計画との相乗効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4

## 第7章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

- 1 事務の共通化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
  - (1) 医療費通知及び後発医薬品差額通知
  - (2) 保険料（税）の賦課事務
  - (3) 短期被保険者証及び資格証明書の発行に係る指針の運用
  - (4) 滞納処分の執行停止に係る指針の運用
  - (5) その他の事項
- 2 国保事務担当マニュアルの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- 3 情報セキュリティ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

## 第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

- 1 地域包括ケアの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- 2 国保データベース（KDB）システム等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
- 3 他計画との整合性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6

## 第9章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等に関する事項

- 1 宮城県国民健康保険運営連携会議及び部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7
- 2 各種研修会の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7
- 3 新型コロナウイルス感染症等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7

## 第1章 基本的な事項

### 1 策定の目的

国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高いためにその財政基盤は脆弱で構造的な課題を抱えており、今後も医療費の増加が見込まれていることなどから、国民皆保険を維持するため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の改正により、平成30年度から県が市町村と共同で国民健康保険事業の運営にあたることとなった。

県は、国保の財政運営の責任主体として制度の安定化を図る一方、市町村は、資格管理、保険給付、保険料（税）の賦課・徴収等の地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うこととされている。

本方針は、県と県内各市町村が一体となって国民健康保険を安定的・効率的に運営するために必要な事項について策定するものである。

### 2 策定の根拠

本方針は、法第82条の2に基づき、県が策定するものである。

### 3 対象となる期間

本方針の対象期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日（保険者規模別の収納率目標に関しては、同年5月31日）までの間とする。

### 4 検証・見直し

県は、安定的な財政運営や、市町村が担う国民健康保険事業の広域的・効率的な運営に向けた取組を継続的に改善するため、最終年度までに本方針の評価・検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを3年ごとに行う。

検証・見直しに当たっては、宮城県国民健康保険運営連携会議及び各部会において課題・論点を整理した上で宮城県国民健康保険運営協議会に諮問することとする。

## 第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

本章において、これまでの医療費の動向を把握し、将来の国民健康保険財政の見通しを示す。

また、平成30年度以降は、保険給付費等に必要費用は全額県が市町村に交付し、保険料(税)の収納不足時は財政安定化基金から貸付または交付を行う仕組みとされ、医療費の増加や保険料(税)の収納不足を理由とした市町村の法定外一般会計繰入は、解消されており、それ以外の決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入について、計画的・段階的な解消が図られるよう取組を定めるものとする。

### 1 医療費の動向と将来の見通し

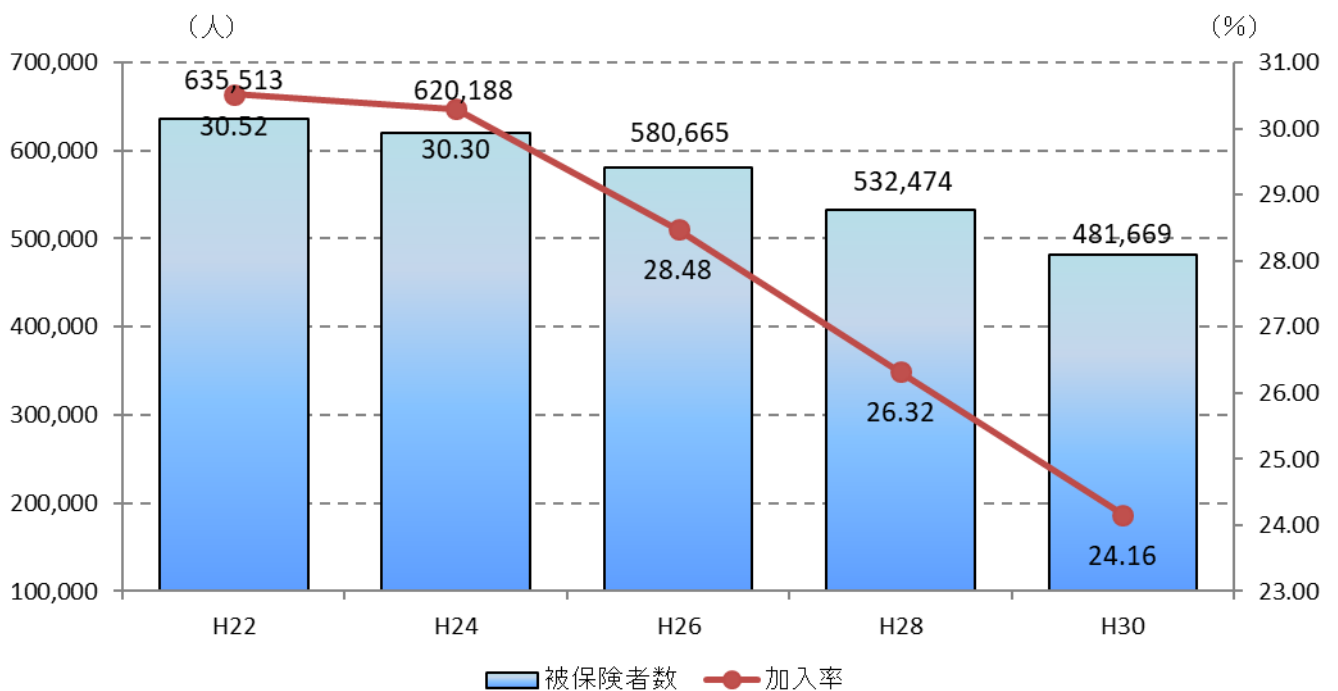
#### (1) 被保険者数と加入率の推移

平成30年度の国民健康保険における被保険者数は、481,669人であり、県全体の75歳未満の人口に占める割合は24.16%であった。

加入率は、平成24年度から概ね2%ずつ減少している。

図1

国民健康保険における被保険者数と加入率の推移



出典：「国民健康保険実態調査報告」より

(2) 被保険者の年齢構成

平成30年度の県人口における国民健康保険の被保険者の年齢別加入率をみると、65歳から74歳の加入率が67.2%と高い割合となっている。

年齢別構成比をみてみると、65歳から74歳までの被保険者が全体の約4割にあたり、県人口における65歳から74歳までの構成比が16.1%であることと比較すると、市町村国保における高齢者の割合が大きいことは明らかである。また、年次推移を見ると、0歳から19歳まで、20歳から39歳まで、40歳から64歳までの年齢層は減少傾向にある一方、65歳から74歳までの年齢層が占める割合は大幅に増加している。

表 1

平成30年度県人口及び国保被保険者の年齢構成

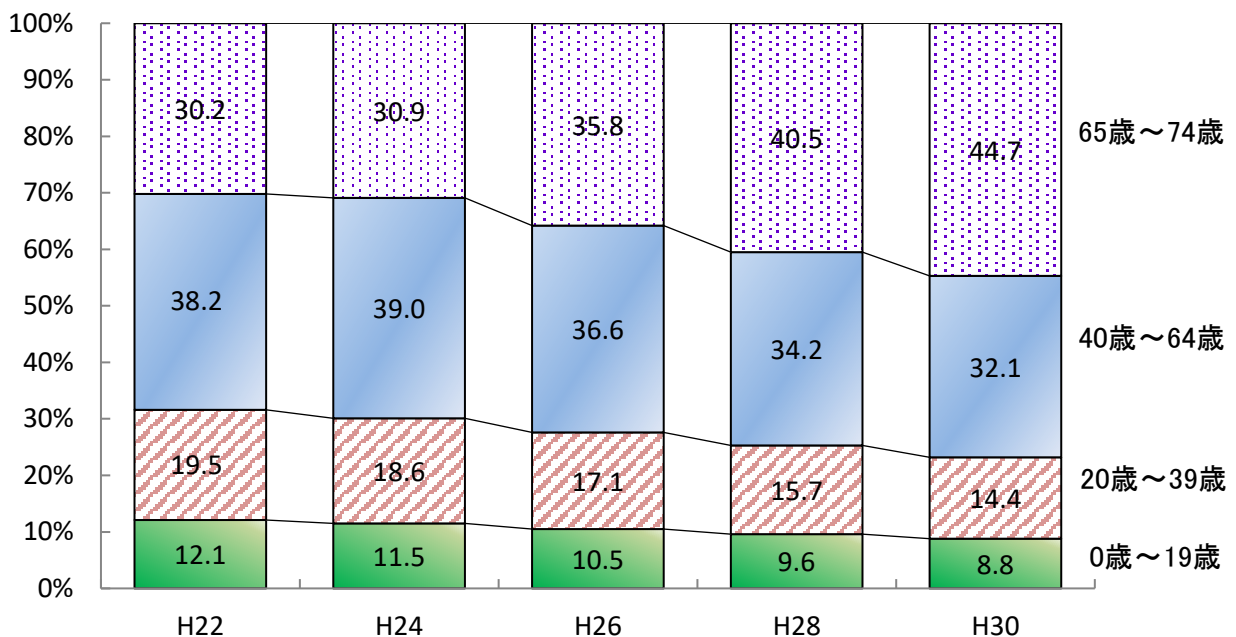
年齢階層	県人口 A		国保被保険者						B/A 加入率
			総数 B		一般		退職		
	人	構成比 %	人	構成比 %	人	構成比 %	人	構成比 %	
75歳未満の総数	1,994,000	100.0	481,669	100.0	478,978	100.0	2,691	100.0	24.2
0～19	385,000	19.3	42,174	8.8	42,169	8.8	5	0.2	11.0
20～39	516,000	25.9	69,291	14.4	69,243	14.4	48	1.8	13.4
40～64	772,000	38.7	154,620	32.1	152,169	31.8	2,451	91.1	20.0
65～74	321,000	16.1	215,584	44.7	215,397	45.0	187	6.9	67.2

出典：「人口推計年報（総務省統計局）」（県人口：平成30年10月1日現在推計値）

「平成30年度国民健康保険実態調査」（国保被保険者：平成30年9月30日現在）より

図 2

国民健康保険被保険者の年齢構成の年次推移



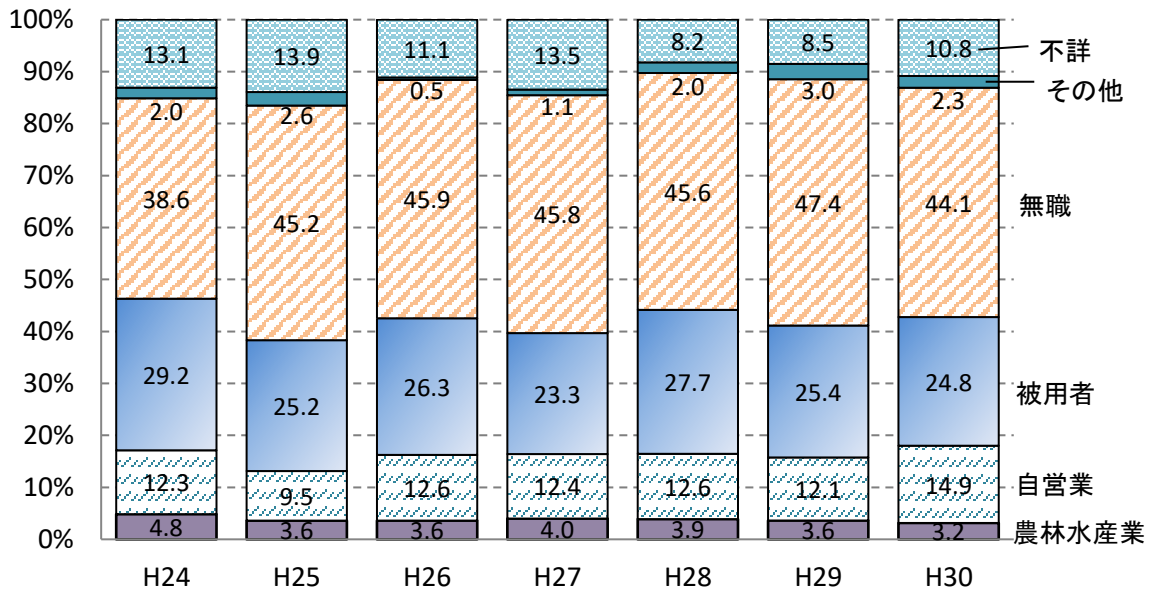
出典：「国民健康保険実態調査報告」より

(3) 世帯主の職業の状況

平成30年度の国民健康保険に加入している世帯の世帯主の職業は、年金生活者等の「無職」が44.1%で最も多く、次いで非正規雇用者等、厚生年金加入要件を満たさない「被用者」が24.8%、「自営業」が14.9%、「不詳」が10.8%、「農林水産業」が3.2%と続いている。

図3

世帯主職業別世帯数(擬制世帯を除く)



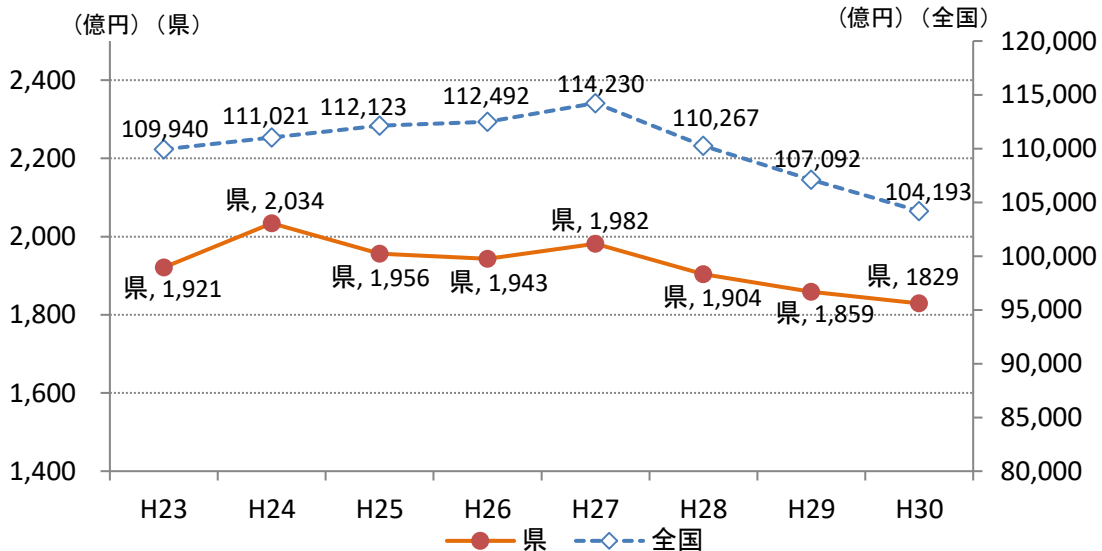
出典：「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」より

(4) 医療費の動向

本県の国民健康保険における医療費は、平成30年度1,829億円であり、平成23年度1,921億円と比較すると、92億円減となっている。

図4

国民健康保険における医療費の推移(市町村国保計)



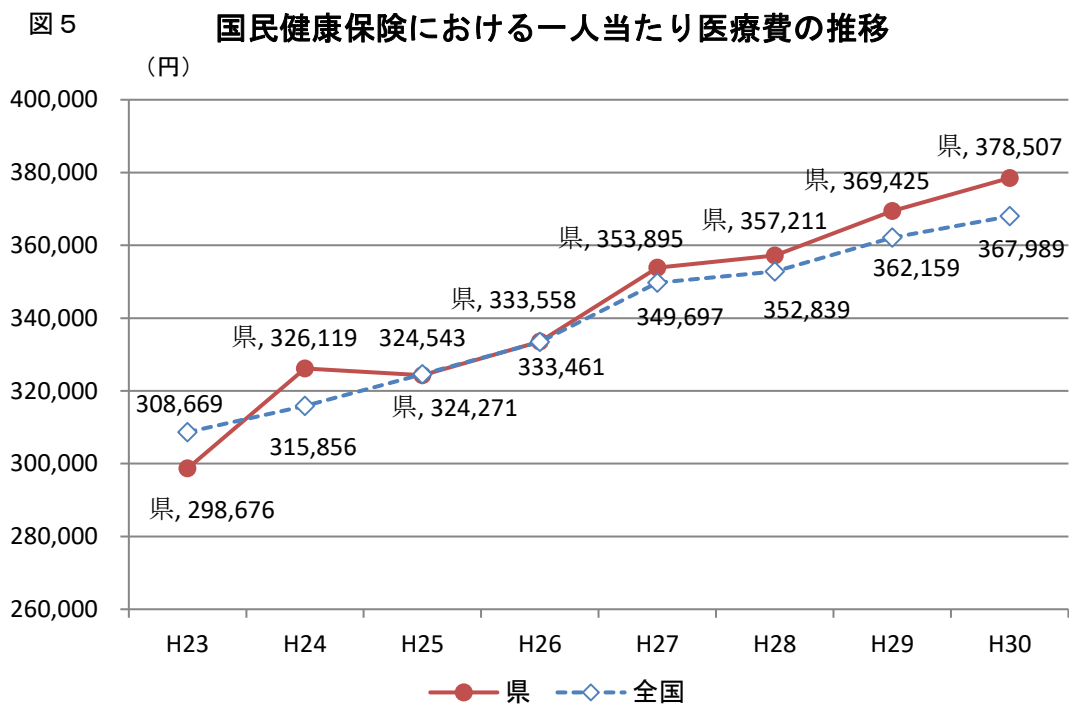
出典：「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」より



また、本県における一人当たりの医療費は、平成30年度378,507円で、平成23年度298,676円と比較すると79,831円の増となっている。

最も高い市町村は、山元町462,764円で、最も低い市町村は、大衡村344,033円であり、その差は1.35倍となっている。

被保険者の高齢化と医療の高度化の進展が、一人当たり医療費の増加の主な要因となっていると考えられる。



出典：「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」より

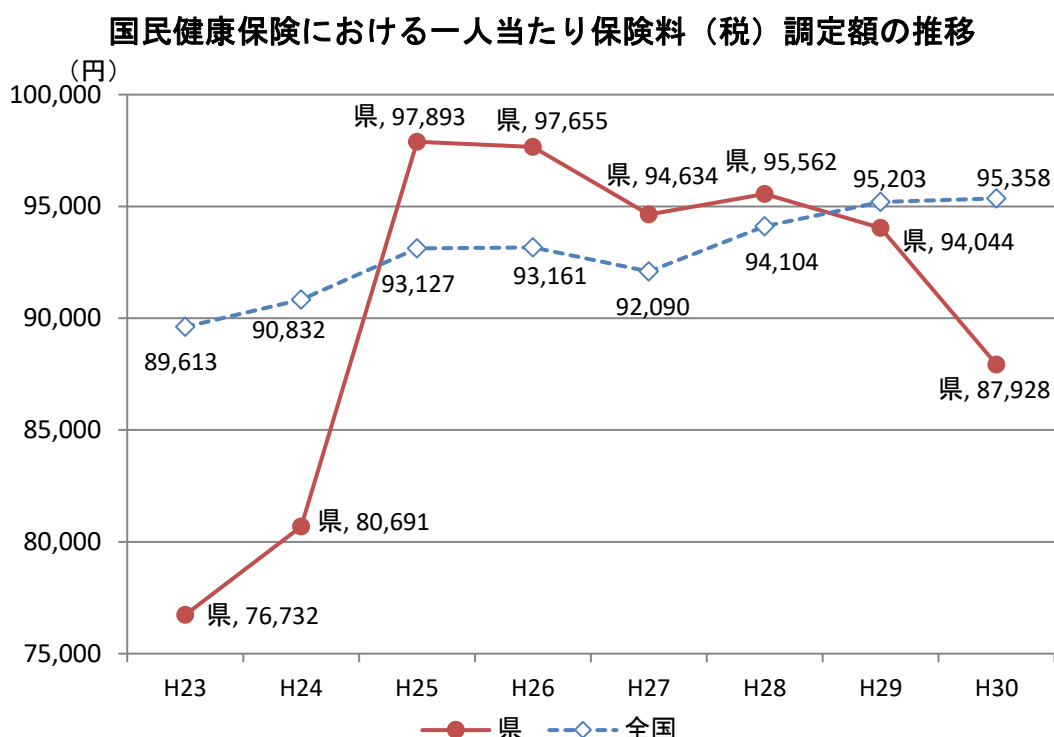
### (5) 保険料（税）の動向

国民健康保険における一人当たり保険料（税）調定額は、平成30年度87,928円で、平成25年度97,893円と比べて9,965円減少している。

その要因としては、平成30年度に実施された国民健康保険の都道府県単位化に伴い、さまざまな公費が投入され、保険料の上昇が抑えられたこと等が考えられる。

また、平成30年度の一人当たり調定額が最も高いのは南三陸町118,719円で、最も低いのは山元町66,216円であり、その差は1.79倍となり、平成25年度の差の2.01倍と比較すると狭まっている。

図6



出典：「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」より

※ 保険料（税）は医療分、後期分及び介護分

なお、所得が低い世帯については、一定の条件の下、国民健康保険料（税）が軽減されることとなっており、令和元年度においては、課税世帯299,351世帯のうち、174,099世帯（約58.2%）で軽減を受けている。

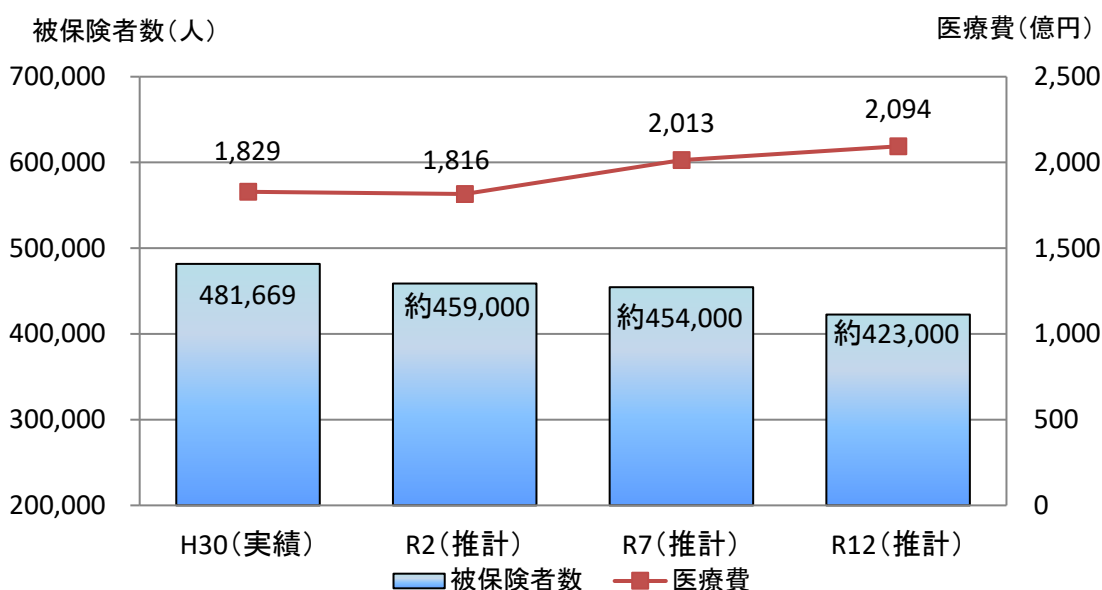
国民健康保険の被保険者の多くを低所得者が占めている状況は全国的な傾向であり、本県においても同様である。

(6) 将来の見通し

国民健康保険の被保険者数は、今後も減少することが見込まれる一方、被保険者の高齢化と医療の高度化に伴い、一人当たり医療費の増加により医療費は増加傾向が続くものと見込まれる。

国民健康保険の被保険者の年齢構成を見ると、高齢者の構成割合が高く、少子・高齢化の更なる進展により、今後も同様の傾向が続くものと見込まれるが、団塊の世代が全員75歳以上となり、国保加入から後期高齢者医療制度に移行となる令和7年以降は、高齢者の構成割合がやや減少することが予想される。

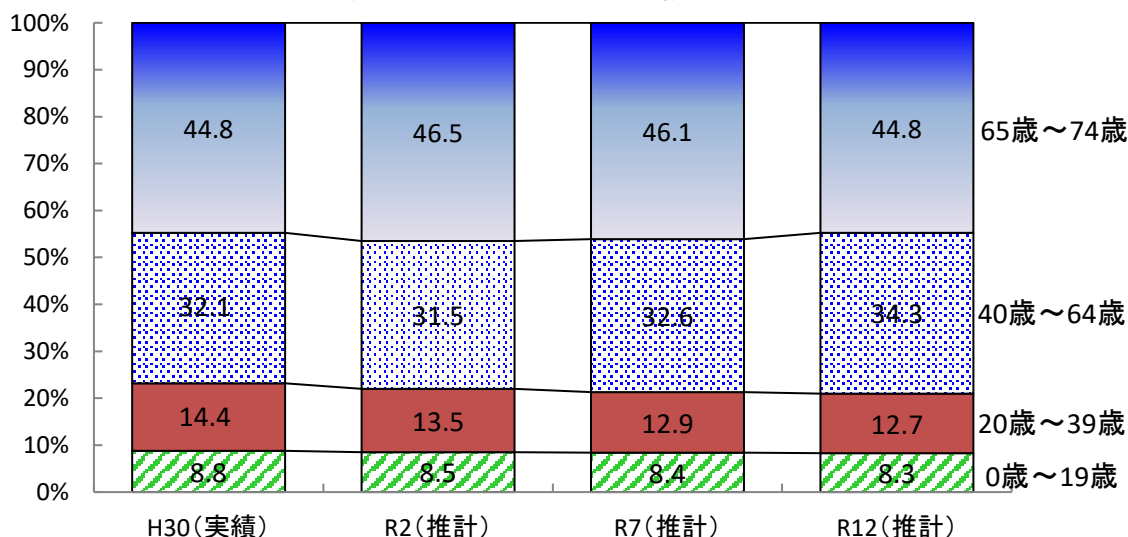
図7 被保険者数と医療費の推移(推計)



被保険者数の推計は、「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)における本県の5歳階級別人口に、平成30年度の「国民健康保険実態調査報告」に基づく各5歳階級別の国民健康保険の被保険者が全体に占める割合を乗じて算出している。

医療費の推計は、平成30年度の被保険者一人当たり医療費を基準として、年率2.3%ずつ増加すると想定して算出した令和2年度、令和7年度及び令和12年度の一人当たり医療費に、推計被保険者数を乗じて算出している。

図8 国民健康保険被保険者の年齢構成の推移(推計)



## 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方

### (1) 市町村の国民健康保険特別会計

市町村は、必要な支出を保険料（税）や国庫負担金等で賄うことにより、一会計年度において収支を均衡させる。

また、法定外の一般会計繰入のうち、決算補填等を目的とした以下のものについては、解消及び削減の対象とする。

#### ア 決算補填目的によるもの

- a 予期せぬ保険料収納不足であった場合（国民健康保険事業費納付金の一部を賄うために一般会計からの繰入を行った場合を含む。）。
- b 高額医療費の支払に要する費用の貸付（高額療養費の支給相当額で償還）を行った場合。

#### イ 保険者の政策によるもの

- a 保険料（税）全体の引下げのため、引下げ相当分の一般会計繰入を行った場合。
- b 法定軽減制度以外に、市町村が一定の基準を設けて独自に軽減を行った場合。
- c 法第58条第2項の傷病手当等の任意給付に充てた場合。
- d 同条第1項の出産育児一時金について法定繰入（地方財政措置）されている2/3に加え、残り1/3等を一般会計繰入で賄った場合。
- e 葬祭費・葬祭料の給付について、一般会計繰入で賄った場合。

#### ウ 過年度の赤字によるもの

- a 累積赤字補填
- b 公債等、借入金利息支払金への充当

なお、法定外の一般会計繰入のうち、決算補填等を目的としない以下のものについては、解消及び削減の対象としない。

- エ 法第77条又は地方税法第717条に基づく条例等を根拠に行う保険料（税）の減免又は徴収猶予を行った場合
- オ 地方単独事業の医療給付費波及増等への充当を行った場合
- カ 保健事業に充てた場合
- キ 直営診療施設に係る費用に充てた場合
- ク 基金に積み立てた場合
- ケ 返済金の補填を行った場合
- コ その他

### (2) 県の国民健康保険特別会計

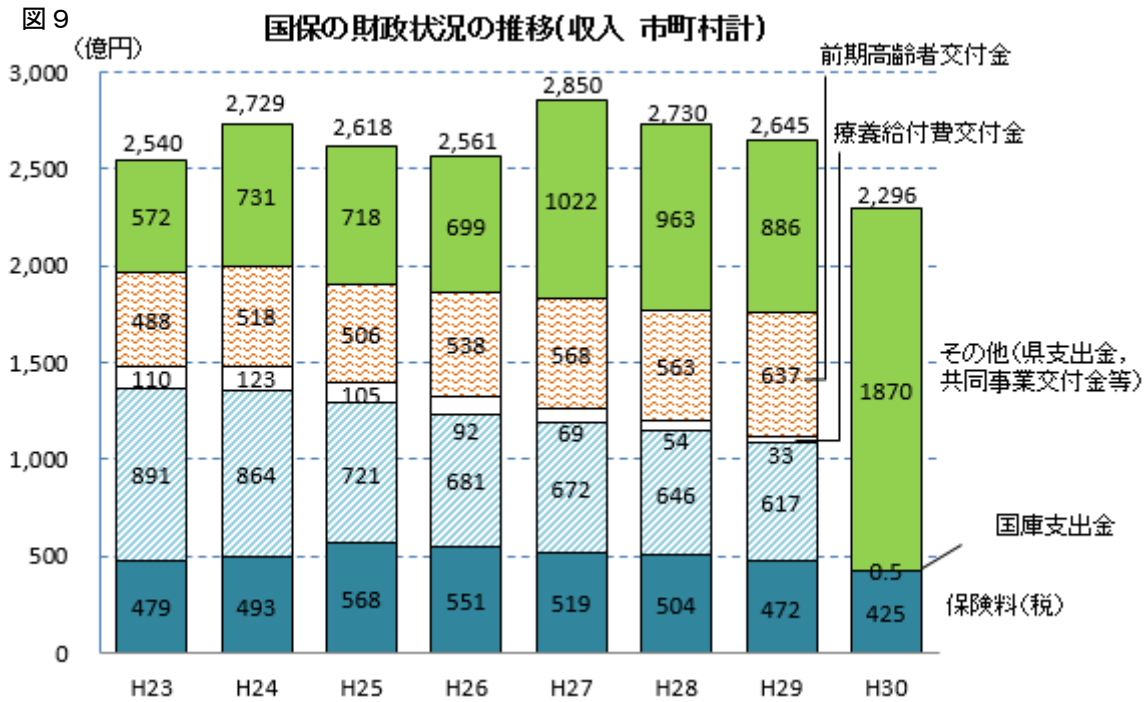
県は、必要な支出を国保事業費納付金や国庫負担金等で賄うことにより、収支を均衡させる。

また、県は、県内市町村の事業運営が健全に行われ、かつ、県の特別会計において必要以上に剰余金や繰越金を確保することのないよう、さらには、各年で保険料水準が過度に上下することを避けるよう、県内国保全体の財政状況のバランスを見極めながら運営する。

### 3 赤字解消・削減の取組, 目標年次等

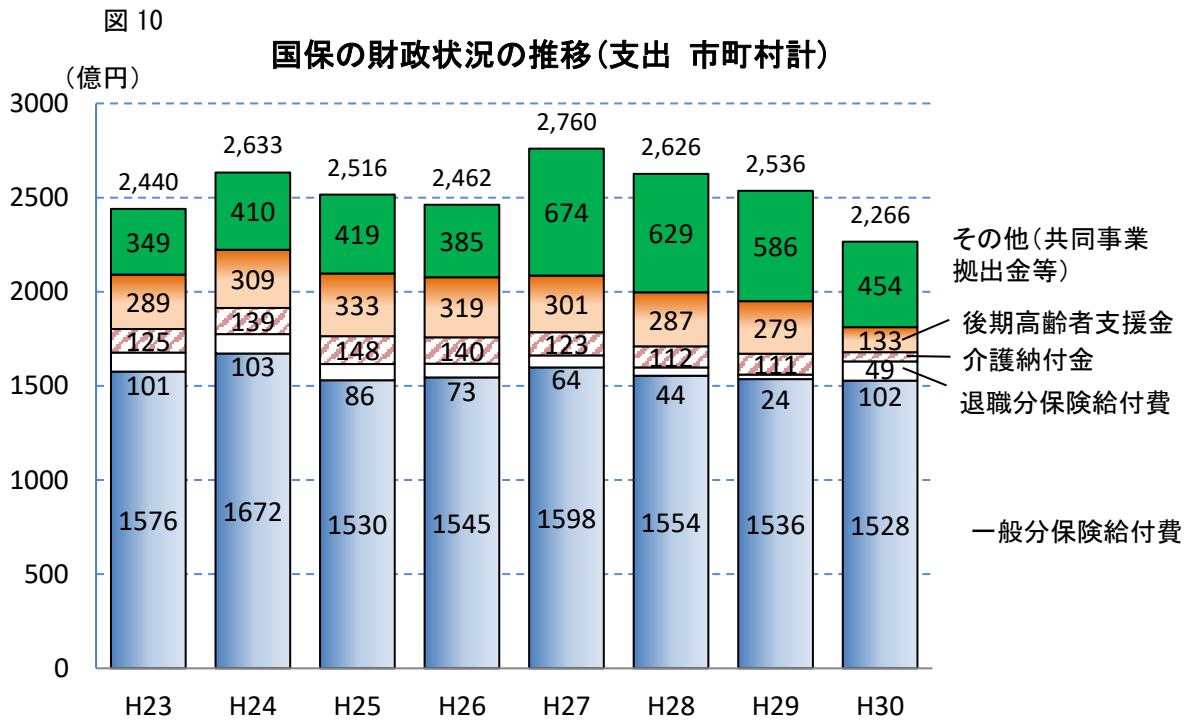
#### (1) 財政状況

県内市町村における国民健康保険の財政全体の収入額は、平成30年度2,296億円であり、保険料(税)、国庫支出金や各種交付金等によって構成されている。

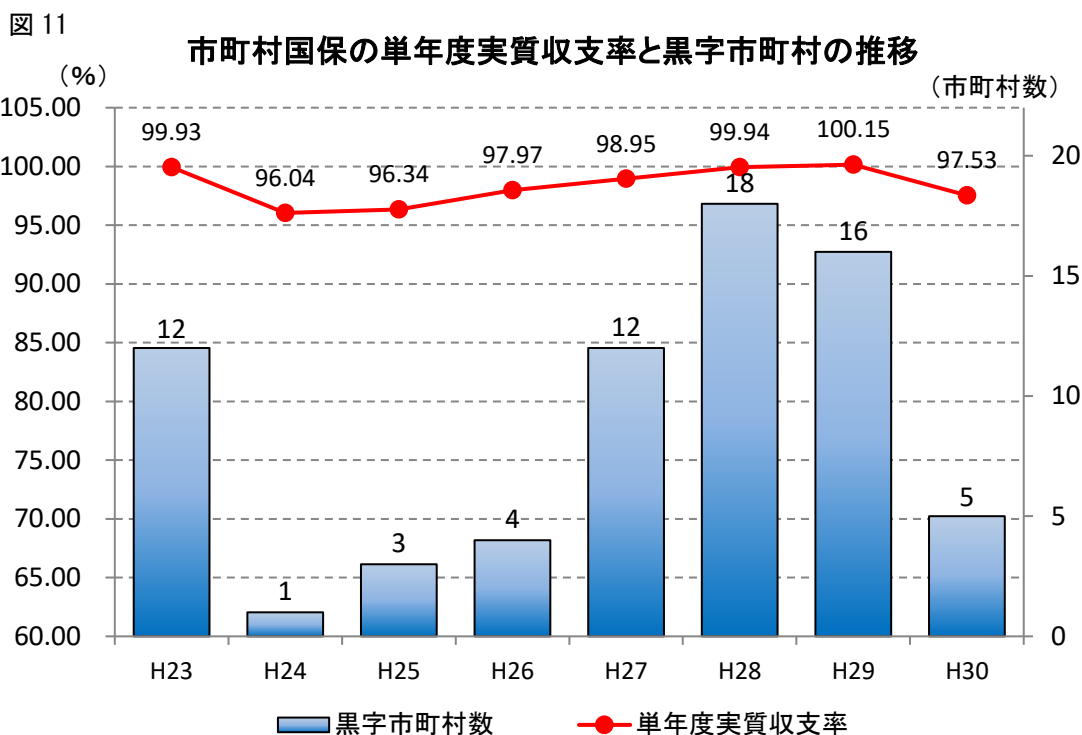


出典：「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」より

また、支出額は、平成30年度2,266億円であり、ほぼ3分の2が一般分保険給付費として支出されている。



出典：「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」より



出典：「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」より

市町村国保の単年度実質収支率が100%未満の場合には、単年度収支は実質赤字であるとされており、平成30年度においては、県内市町村の7分の6は赤字となっている。

## (2) 解消・削減すべき赤字の定義

解消・削減すべき赤字の定義は、「決算補填等目的の法定外繰入額」と「繰上充用金の増加額」の合計額とし、決算補填等目的の法定外繰入については、本章2(1)ア及びイのとおりとする。

なお、保険料（税）の予期しない収納不足や医療費の見込みを上回る増加等により、市町村財政に影響が生じることが見込まれる際は、当該市町村は、財政安定化基金から貸付を受けて対応することとなる。

## (3) 赤字の解消・削減の取組

ア 赤字と判断する基準は令和3年度からの決算額とする。

イ 赤字が生じた市町村は、医療費の動向、保険料（税）率等、赤字の要因分析を行うとともに、必要な対策を検討する。

ウ イを踏まえ、赤字が生じた市町村は、赤字解消・削減のための基本方針や実効的・具体的な対策、目標年次等を定め、県と協議を行う。

エ 目標年次の期間は、原則単年度とするが、市町村の実態を踏まえ単年度の赤字の解消が困難と認められる場合に限り、5年以内での段階的な目標を定めることができる。

オ 県は、法定外繰入等を解消する観点から、市町村ごとに、赤字の要因分析を進めるとともに、法定外繰入等の額を含む状況の公表（見える化）に努める。

#### 4 財政安定化基金の運用

財政安定化基金の運用については、国民健康保険財政安定化基金条例に規定する。

##### (1) 本体基金

###### ア 市町村に対する貸付

貸付は、収納率の低下や被保険者数の減少により収納不足が生じた場合に行う。

償還については、貸付を受けた市町村が、原則貸付を受けた翌々年度から3年間で行う。

###### イ 市町村に対する交付

多数の被保険者の生活に影響を与える災害や地域企業の破綻や主要産物の価格の大幅な下落など、地域の産業に「特別な事情」が生じ、収納額が低下した場合に収納不足額の2分の1を交付する。

収納不足時の基金からの交付要件の「特別な事情」に該当するか否かの判断については、災害等の発生の都度、市町村の被災状況や要望等に応じて、県と市町村が協議して決定する。

償還については、交付を受けた市町村・県・国が、原則交付を受けた年度の翌々年度に、交付額の3分の1ずつ拠出する。

###### ウ 県による取崩

給付見込み以上の給付増等により、県全体の財政収支に不均衡が生じる場合に、取崩及び県の国保特別会計への繰入を行う。

償還については、県が作成する計画に基づき、取崩相当額を各市町村の納付金に配分することを基本とする。

##### (2) 特例基金

特例基金（激変緩和分・財政基盤強化分）は、原則令和5年度までの間、激変緩和措置等国保事業の健全な運営の確保のための費用に充てることができる。

医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、県の国保特別会計において決算剰余金等の留保財源が生じた場合に、その一部を特例基金に積み立てること等も含め、県と市町村の間で協議し検討していく。

#### 5 保険者努力支援制度の県分の取扱い

保険者努力支援制度（取組評価分）による県への交付金は、令和5年度までの期間については、納付金総額から差し引くこととする。

保険者努力支援制度（予防・健康づくり支援に係る部分）のうち、事業費に連動して配分される部分に係る県への交付金は、保険給付費等交付金（普通交付金）に充当する。

#### 6 県による事務打合せ

本方針に基づき市町村が国民健康保険事業を実施するに当たっては、事業の実施状況を定期的に把握・分析し、評価・検証することが必要である。

県は、原則2年に1回の事務打合せの際に市町村が実施することとされている事業の実施状況を確認することとする。

## 第3章 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項

県は、法第82条の3の規定により、市町村標準保険料(税)率を算定するものとし、標準的な保険料(税)算定方式や市町村規模等に応じた標準的な収納率等を以下のとおり定める。

### 1 現在の状況

#### (1) 県内市町村の保険料(税)算定方式

令和2年度の本算定において全市町村が3方式(所得割、均等割、平等割)で保険料(税)算定を行っている。

#### (2) 応益割と応能割の割合

平成30年度の本算定における一般被保険者分の応益割と応能割の県平均の割合は、50.91:49.09である。

#### (3) 均等割と平等割の割合

平成30年度の本算定における一般被保険者分の均等割と平等割の県平均の割合は、63.52:36.48である。

#### (4) 賦課限度額の設定状況

全市町村が国民健康保険法施行令と同じ賦課限度額を設定している。

### 2 標準的な保険料(税)算定方式等

#### (1) 標準的な保険料(税)算定方式

本県の標準的な保険料(税)算定方式は、所得割、均等割、平等割の3方式とする。

#### (2) 応益割と応能割の割合

応益割と応能割の割合は、1:国が示す本県の所得係数 $\beta$ とする。

#### (3) 均等割と平等割の割合

均等割と平等割の割合は、70:30とする。

#### (4) 賦課限度額

賦課限度額は国民健康保険法施行令のとおりとする。

### 3 標準的な収納率

市町村標準保険料(税)率を算出するための標準的な収納率は、標準保険料(税)率算定時点の前年度の規模別平均収納率とする。

### 4 将来的な保険料(税)水準の統一

将来的には保険料(税)水準の統一を目指す。統一の時期については、県と市町村の間で継続して協議することとする。

保険料(税)水準の統一に向けた議論を深めるため、統一化の定義や前提条件等、さらには標準保険料率と実際の保険料率の公表(見える化)等から検討していくこととする。

### 5 納付金の算定方針

#### (1) 高額医療費の調整

高額医療費の発生による毎年度の市町村納付金の変動緩和や将来の保険料(税)水準の統一



を目指すため、80万円を超える医療費は全市町村が被保険者数に応じて負担する。

## (2) 納付金の対象となる範囲

納付金には、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、現物給付分の審査支払手数料を含み、出産育児一時金、葬祭費、保健事業費、傷病手当金、現金給付分の審査支払手数料は含まない。

## 6 納付金の算定方式等

### (1) 算定方式

納付金の算定方式は、所得割、均等割、平等割の3方式とする。

### (2) 応益割と応能割の割合

応益割と応能割の割合は、1：国が示す本県の所得係数 $\beta$ を原則とするが、特別な事情が生じた場合は、県と市町村の間で協議を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

### (3) 均等割と平等割の割合

均等割と平等割の割合は、70：30とする。

### (4) 医療費指数反映係数 $\alpha$ の設定

将来的には保険料（税）水準の統一を目指すこととし、医療費指数反映係数 $\alpha$ は市町村との協議により0.5以下の数値に設定し、徐々に0に近づけていくための議論を進めていく。

### (5) 納付金の精算

市町村の財政安定を図るため、県と各市町村の間で個別に納付金の精算はしない。

## 7 激変緩和措置

### (1) 納付金算定の際の激変緩和措置

医療費指数反映係数 $\alpha$ は市町村との協議により0.5以下の数値に設定し、所得係数 $\beta$ は国が示す本県の所得係数 $\beta$ を原則とするが、特別な事情が生じた場合は県と市町村の間で協議を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

### (2) 都道府県繰入金と国の財政支援（追加激変緩和財源）の活用

都道府県繰入金（1号）を活用した激変緩和措置の配分は、原則として推計年度の都道府県繰入金の9分の1の範囲内とする。

都道府県繰入金（1号）を活用した激変緩和措置の終期は、原則、令和5年度とするが、必要に応じて、その時期を変更することも可能とする。

なお、国の財政支援（追加激変緩和財源）が措置される場合は、これを優先して活用する。

### (3) 対象額を規定する一定割合

激変緩和措置の対象額を規定する一定割合については、市町村から意見を聞き、知事が別に定めることとする。

### (4) 特例基金の活用

特例基金（激変緩和分）は、一部の市町村に都道府県繰入金（1号）を活用して激変緩和措置を講じた結果、他の市町村の納付金負担が増加する場合であって、知事がその増加分の影響を抑制するため必要があると判断した場合に、県の収入財源に繰り入れ、都道府県繰入金の減少分を補填するために活用する。特例基金繰入額の上限額は、激変緩和を目的とした都道府県繰入金の繰入額を上限とする。

なお、決算剰余金等の財源を特例基金に積み立てた場合には、その財源を活用して、各市町

村の納付金を個別に減算することも可能とする。

特例基金繰入金の活用については、令和5年度までの措置とする。

## 第4章 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項

国民健康保険料(税)を適正に徴収することは、国保財政を安定的に運営するための大前提であるが、保険料(税)については、市町村ごとに徴収体制に差があり、収納率についても開きがあることから、県全体及び市町村ごとの収納率目標を定めるとともに、徴収の適正な実施について県が必要な支援を行うことで、保険料(税)収入を確保することを目指す。

### 1 保険料(税)収納率の推移

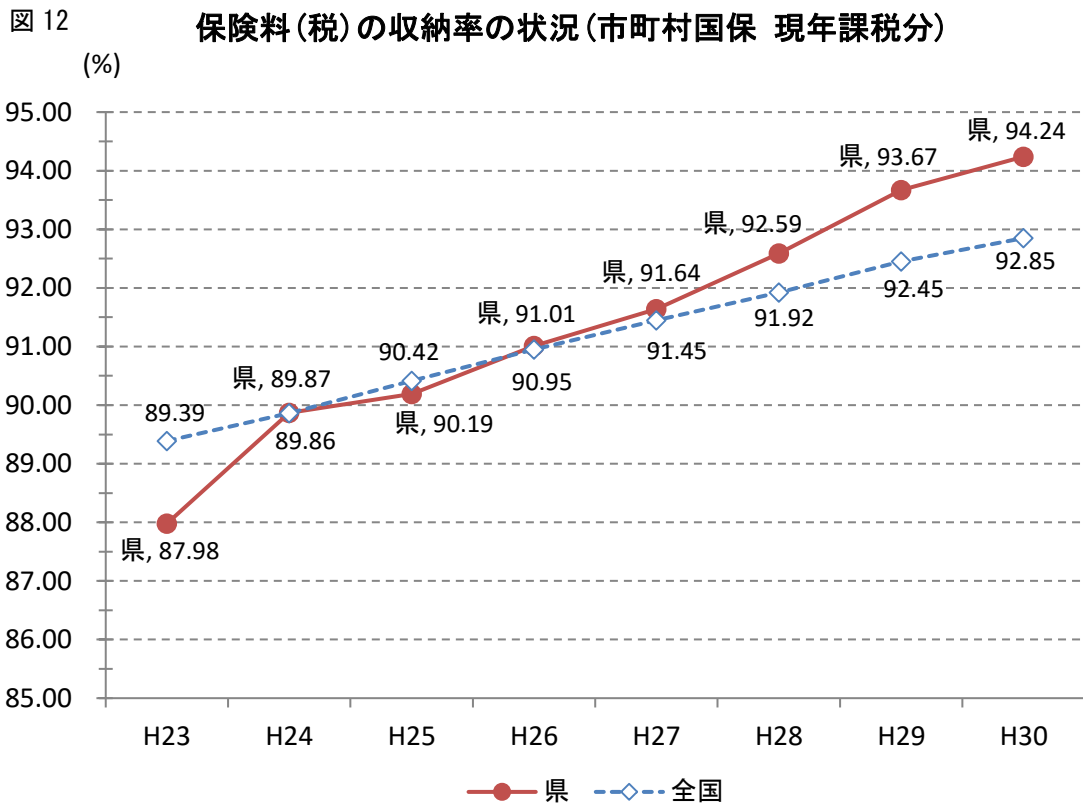
県内の市町村国保の保険料(税)収納率は、平成30年度現年課税分94.24%で全国第20位であり毎年順調に収納率を伸ばしている。また、滞納繰越分を含めた全体の収納率は、81.88%となり、平成25年度の73.00%から8.88ポイント増加した。

#### (1) 現年課税分

県内市町村国保の保険料(税)現年課税分の収納率は、平成30年度94.24%であり、平成23年度87.98%から、6.26ポイント増加した。

本県の現年課税分の収納率は、平成23年度から大きく上昇しており、平成24年度に初めて全国平均を超えている。

これは、各市町村の収納担当部門の収納率向上に向けた取組の強化及び滞納整理の強化が要因と考えられる。

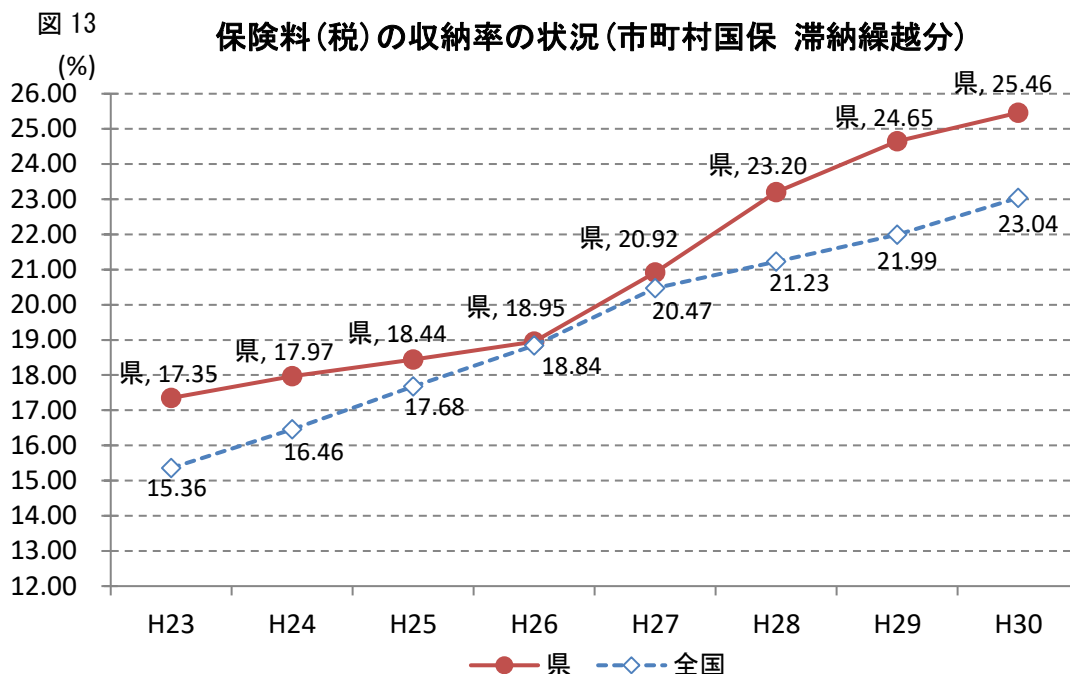


出典：「国民健康保険事業状況報告書(事業年報)」より

(2) 滞納繰越分

県内市町村国保の保険料(税)滞納繰越分の収納率は、平成30年度が25.46%であり、平成23年度以降、全国平均を上回っている。

これは、東日本大震災により被災した被保険者の保険料(税)減免や、滞納処分の執行停止など納付資力に応じた滞納整理を進めた結果によるものと考えられる。



出典：「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」より

2 収納対策等の実施状況

収納対策等の実施状況は、全ての市町村で財産調査を実施しており、コンビニ収納や口座振替、滞納整理機構の活用や短期被保険者証・資格証明書の発行が収納対策等として特に効果があると考えている。

表 2

1 実施している収納対策等	実施市町村数	実施割合(%)
① 財産調査	35	100.0
② 滞納整理機構の活用	29	82.9
③ コンビニ収納	28	80.0
④ 研修の実施	18	51.4
⑤ 要綱(プラン・マニュアル含む)の作成	17	48.6
⑥ 多重債務相談の実施	10	28.6
⑦ 専門家の配置(嘱託等含む)	6	17.1
⑧ コールセンターの設置	5	14.3
2 特に効果があると思われる収納対策等	回答市町村数	回答割合(%)
① コンビニ収納	22	62.9
② 口座振替	18	51.4
③ 滞納整理機構の活用	9	25.7
④ 短期被保険者証・資格証明書の発行	11	31.4

出典：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」より

### 3 収納率目標の設定

平成30年度保険料（税）の収入未済額は約80億円に上り、国民健康保険税以外の市町村税の収入未済額とほぼ同額となっており、保険料（税）の収納率の向上及び収入未済額の縮減は喫緊の課題である。

県内市町村の平成30年度現年課税分収納率の最高と最低を比較すると、最高99.03%、最低91.19%で約8ポイントもの格差があるが、将来的に保険料（税）水準の統一を目指すためには、市町村間の収納率の格差を縮小する必要がある。

また、被保険者間の公平性を確保するためにも県全体で収納率の向上に取り組む必要があるため、次のとおり県全体及び保険者規模別の収納率目標を設定する。

なお、保険者規模については、国の財政調整交付金の保険者規模の区分を参考として、退職分を含む被保険者全体の年間平均被保険者数により区分するものである。

#### (1) 現年課税分

ア 県平均収納率が、平成30年度の全国の上位2割相当の収納率（95%）の水準に達することを目標とする。

イ 県内の各市町村保険者の保険料（税）の収納率目標は、次の表のとおりとする。

ウ 達成目標年度は、令和5年度（令和6年5月の出納閉鎖時）とする。

表3 保険者規模別の保険料（税）収納率目標

保険者規模区分	収納率目標
5千人未満	96%
5千人以上1万人未満	95.5%
1万人以上10万人未満	94.7%
10万人以上	94.7%
県全体	95%

※ 保険者規模は、平成30年度の年間平均被保険者数（退職分を含む）による。

#### (2) 滞納繰越分

翌年度への滞納繰越額を縮減する。

### 4 収納対策強化に資する取組

上記の目標を達成するため、県と市町村は共同して下記の収納対策に取り組むこととする。

#### (1) 県による取組

県は、市町村の保険料（税）の収納率の向上を支援するため、市町村等と連携を図り、次の対策に取り組むこととする。

ア 収納担当職員に対する研修の拡充

イ 県地方税滞納整理機構の活用

- ウ 収納率向上アドバイザーの活用
- エ 短期被保険者証・資格証明書発行に係る指針の運用
- オ 滞納処分の執行停止に係る指針の運用
- カ 市町村のペイジー端末機器整備に対する財政支援

(2) 市町村による取組

市町村は、課税部門や資格給付部門と情報を共有しながら徴収体制の強化を図るとともに収納担当職員の技術向上に努め、次の対策に取り組むこととする。

- ア 適正な滞納整理の実施
- イ 口座振替の推進
- ウ 収納環境の整備（コンビニ収納，ペイジーの導入等）

## 第5章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

保険給付は保険制度の基本事業であり、これまでも統一的なルールの下にその事務が実施されているところであるが、不正請求への対応、療養費の支給の適正化や第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）に係る損害賠償請求（以下「第三者求償」という。）のように広域的な対応が必要なものや、一定の専門性が求められるものなどがあるため、これらの取組について定めるものとする。

また、県が保険者となることにより、同一県内であれば高額療養費の多数回該当に係る該当回数を通算されることなど、保険給付の実施に当たり新たな取扱いも生じることから、県内で統一した判定基準を設けることとする。

### 1 現在の状況

#### (1) 各市町村におけるレセプト点検の実施状況

医療機関から請求のあったレセプトは、宮城県国民健康保険団体連合会において請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかなどを一次審査・点検し、保険者等ごとの請求額を算定している。また、令和2年度からは県において希望する市町村から事務を受託し、資格や診察、検査、投薬等の診療内容について二次点検を行っていたが、令和3年度からは全ての市町村から事務を受託し、二次点検を行うこととなった。

平成29年度の本県の財政効果率は、全国平均より0.22ポイント低くなっている。

表4 レセプト点検の状況（平成29年度）

	宮城県	全国	全国対比
レセプト総数	8,930,627 枚	482,991,055 枚	—
レセプト請求総額 (ア)	153,872,095 千円	8,692,527,688 千円	—
レセプト点検効果額 (イ)	742,280 千円	60,541,531 千円	—
被保険者1人当たり財政効果額	1,475 円	2,051 円	▲ 576 円
財政効果率 (イ) / (ア)	0.48%	0.70%	▲ 0.22%

出典：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」より

#### (2) 第三者求償の実施状況

第三者行為により保険給付が発生した場合は、法第64条第1項の規定により、保険者は保険給付を行うと同時に、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされている。

県内の市町村は、宮城県国民健康保険団体連合会に求償事務を委託しているが、第三者行為の発見については、市町村が行うこととされている。

平成29年度の第三者求償の実績は、件数、金額とも全国平均を下回っている。

表5 第三者求償の実績（平成29年度）

	宮城県	全国
件数（被保険者1,000人当たり）	0.57件	1.15件
金額（ " ）	289千円	544千円

出典：厚生労働省「国民健康保険事業実施状況報告」より

### (3) 第三者求償に係る目標設定状況

平成28年4月4日付け保国発0404第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知「第三者行為求償事務の取組に係る数値目標の設定状況等に関する調査について」において、少なくとも全市町村が「被害届の自主的な提出率」及び「被害届受理日までの平均日数の数値目標」を設定することが望ましいとされている。

令和2年度においては、全市町村が数値目標を設定している。

## 2 県による保険給付の点検

県は、県内の市町村間で転居した被保険者のレセプト点検を実施し、適正な請求がなされているか確認する。また、海外療養費の点検を実施し、適正な請求がなされているか確認する。

## 3 不正利得の徴収等

保険医療機関等による複数の市町村にまたがる不正請求が発覚した場合は、県は法第65条第4項に基づき、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を保険医療機関に求めることができることとなるため、事務処理規約（暫定版）に基づき、状況に応じ委託の仕組みを活用する。

## 4 保険給付の適正な実施に関する取組

### (1) 療養費の支給の適正化

#### ア 柔道整復施術療養費適正化業務について

療養費の点検及び患者調査を共同実施の方式により引き続き全市町村が実施し、療養費の支給の適正化に努める。

#### イ 被保険者への啓発

全市町村が、柔道整復及びあん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの適正受診について啓発記事を広報等へ掲載し、被保険者へ啓発を行う。

#### ウ 不正請求情報の共有

県が療養費の不正請求事例を把握した場合は、全市町村へ情報提供を行う。

### (2) 診療報酬明細書（レセプト）二次点検業務について

#### ア レセプトの二次点検の共同実施

レセプトの二次点検については、令和2年度から事業を実施しているが、引き続き希望する市町村と共同で実施していく。

#### イ 点検項目の標準化

全市町村において当面、縦覧点検を100%実施し、段階的に点検項目を標準化する。

#### ウ 医療保険と介護保険の突合情報活用

全市町村において医療保険と介護保険の突合情報を活用することを目指す。

### (3) 第三者求償事務の取組強化

#### ア 損害保険関係団体との覚書締結

平成28年3月に県内全ての市町村が宮城県国民健康保険団体連合会に委任し、一般社団法人日本損害保険協会と交通事故に係る「第三者行為による被害届」の提出に関する覚書を締結しており、被害届の提出については、一定の成果が上がっている。



#### イ 第三者求償に関する目標設定

令和2年度においては、全市町村が数値目標を設定しており、引き続き数値目標を設定する。

#### ウ 発見手段の拡大

市町村は、療養費等の各種支給申請書に第三者行為の有無の記載欄を設けることとする。また、保険給付の疑いのあるレセプトを抽出し、被保険者に照会することとする。

#### エ 周知広報の強化

県及び市町村は、ホームページ等を利用し、受診等の際に医療機関等に「第三者行為（交通事故等）による被害であること」を申し出る必要があることや、被害届を保険者に提出する義務があること及び提出先を周知し、各種様式をダウンロードできるようにする。

また、県は、被保険者向けに送付する医療費通知等の多様な媒体を複合的に活用して、被害届の提出が進むよう周知を行う。

### 5 高額療養費の多数回該当の判定基準の統一

平成30年度以降は、県内の市町村にまたがる住所の異動があっても、世帯の継続性が保たれている場合は、高額療養費の多数回該当が通算されることになる。県内の他市町村へ住所異動があった場合における「世帯の継続性」の判定基準については、次のとおりとする。

#### (1) 単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合

家計の同一性、世帯の連続性があるものとして、世帯の継続性を認めることとする。

なお、一の世帯で完結する異動とは、次のいずれかに該当するものとする。

ア 転入及び世帯主の変更等、他の世帯と関わらず、当該世帯の構成員の数が変わらない場合の住所異動。

イ 出産、社会保険離脱、生活保護廃止等による資格取得又は死亡、社会保険加入、生活保護開始等による資格喪失等、他の世帯と関わらず、資格取得・喪失による当該世帯内の国保加入者数の増加又は減少を伴う場合の住所異動。

#### (2) 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による国保加入者の増加や、他の世帯への異動による国保加入者の減少をいう。）の場合

次のいずれかに該当するものに世帯の継続性を認める。

ア 世帯主と住所の両方に変更がない世帯

イ 住所異動前の世帯主が主宰する世帯

県は、市町村からの問合せに対応できるよう体制を整備する。

## 第6章 医療費の適正化の取組に関する事項

国民健康保険の財政運営に当たっては、保険給付についても適正化を行い、限られた財源を有効に活用することが重要であることから、県と市町村等が一体となって、被保険者の健康づくりと医療費の更なる適正化の取組を推進するものとする。

### 1 現在の状況

#### (1) 特定健診の受診状況

平成30年度の特定健診の受診率は、48.3%であり、全国2位となっている。

表6 特定健診の受診状況(平成27～30年度)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
宮城県	46.6%	47.3%	47.7%	48.3%
全国	36.3%	36.6%	37.2%	37.9%
全国順位	1位	1位	1位	2位

出典：国保中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」より

#### (2) 特定保健指導の実施状況

平成30年度の特定保健指導の実施率は、17.8%であり、全国41位となっている。

表7 特定保健指導の受診状況(平成27～30年度)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
宮城県	17.6%	18.8%	17.4%	17.8%
全国	25.1%	26.3%	26.9%	28.9%
全国順位	35位	37位	39位	41位

出典：国保中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」より

#### (3) メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合の状況

平成30年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群割合は、33.4%であり、全国45位となっている。

表8 メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合の状況(平成27～30年度)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
宮城県	30.6%	31.5%	32.5%	33.4%
全国	27.4%	28.0%	28.8%	29.6%
全国順位	44位	45位	45位	45位

出典：国保中央会「市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況概況報告書」より

#### (4) 後発医薬品の使用状況

令和2年3月時点における本県の国民健康保険の後発医薬品使用状況は、83.5%であり、全国7位となっている。

#### (5) 糖尿病性腎症重症化予防の取組の実施状況

令和元年度の本県における糖尿病性腎症重症化予防の取組は、県内35市町村のうち34市

町村が実施しており、実施率は97.1%となっている。

## 2 医療費の適正化に向けた取組

- (1) 特定健診・特定保健指導実施率及びがん検診受診率の向上並びに歯周疾患予防対策の強化  
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少等を図るため、特定健診・特定保健指導実施率の更なる向上に向け、県と市町村は連携して、未受診者に対する普及啓発・受診勧奨に継続して取り組む。

特に、特定保健指導の実施率は全国平均を下回っていることから、早期の向上を目指し、質の高い健診・保健指導の拡大を図るため、保険者協議会と連携して事業促進のための広報や先進事例の情報共有等に、より一層取り組むこととする。

また、がんの早期発見、早期治療を目指し、引き続き第3期宮城県がん対策推進計画に基づき、県、市町村及び関係団体等が一体となって、がん検診受診促進等に関する啓発を継続し、更なるがん検診受診率の向上に取り組む。

歯周疾患検診については、引き続き歯周疾患検診等の歯科健康診査の必要性・重要性について県民の理解度を高める施策を展開し、受診率の向上を図る。

- (2) データヘルス計画の策定支援

令和元年度時点で34市町村がデータヘルス計画を策定している。県は、全市町村の策定に向けた支援の継続と第2期データヘルス計画の中間評価・見直しに向けた支援を行う。

- (3) 後発医薬品の使用促進

既に各市町村において後発医薬品の差額通知を実施し、後発医薬品の使用割合は全国値を上回っているが、全市町村において共通様式により年に2回以上の差額通知を行う。また、引き続き県と市町村が連携して、後発医薬品の正しい知識を被保険者に伝えるとともに、更なる後発医薬品の使用を促進し、使用率80%以上を維持する。

- (4) 糖尿病重症化予防

県は、医師会及び宮城県糖尿病対策推進会議と県内の糖尿病性腎症重症化予防の取組状況を共有する等連携し、引き続き、「宮城県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」（平成31年3月策定）の定着促進を図るとともに、医療従事者の人材育成及び保険者の取組を推進するための体制整備に取り組み、県内市町村における糖尿病重症化予防事業の円滑な実施を支援する。

- (5) スマートみやぎ健民会議

県民の健康寿命の延伸を目指し、メタボリックシンドローム該当者及び予備群割合や脳卒中の年齢調整死亡率が高い等の県の健康課題の解決に向け設立した「スマートみやぎ健民会議」について、県は企業、保険者、医療関係団体、報道機関、行政等の参画と協働を推進し、県民の健康づくりの支援体制を構築する。

- (6) 歯と口腔の健康づくり

歯・口腔の健康が、全身の健康、健康寿命の延伸、医療費等の適正化をはじめ社会保障給付費の増加抑制に寄与することから、県と市町村は、被保険者が必要な歯科健診、歯科保健指導、歯科相談等の口腔の健康に関するサービス及び歯科治療等の歯科口腔保健医療サービスを受けられる機会を確保し、歯と口腔の健康づくりを促進する。

- (7) 重複・頻回受診、重複・多剤服薬者への訪問指導等

多くの市町村ではレセプト情報等により、重複・頻回受診者や重複・多剤服薬者等の対象者を抽出し、保健師等による訪問指導を行っており、県はレセプト二次点検の市町村との共同実施など、必要な支援を行う。

(8) 受診の適正化に係る県民に対する意識啓発

不要不急の受診を抑制するなどの受診の適正化について、県は医療機関や各保険者とも連携しながら、県民の意識を高めるための普及啓発に努める。

### 3 保健事業等の取組の充実・強化

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

各市町村は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて取組を進めるとともに、県はその取組事例の横展開や事業の評価等を行い、適正かつ効率的な支援を実施する。

(2) 保険者努力支援制度の抜本的強化に係る取組

医療費適正化への取組等、各保険者における努力に対して国が交付する保険者努力支援制度の取組評価分について、県は市町村に対する個別ヒアリング等を通じて先進・優良事例の横展開の促進を積極的に図るなど、取組の充実や底上げを支援していく。

また、人生100年時代を見据えた予防・健康づくりの推進を図るため、令和2年度から保険者努力支援制度に事業費分・事業費連動分が新設されたことから、県は、特定健診・特定保健指導に係る受診勧奨や糖尿病重症化予防に係る普及啓発など、医療費の適正化に向けた各種取組を一層推進していく。

(3) 保険者協議会との連携強化

医療費適正化への取組や予防・健康づくりの推進を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、県内の医療保険の保険者が共同で組織している保険者協議会との一層の連携を図り、医療関係者等の協力を得ながら健康増進や医療費分析等の取組を強化していく。

### 4 宮城県医療費適正化計画との相乗効果

各市町村は、第3期宮城県医療費適正化計画（平成30年度から令和5年度まで）に定められた取組の内容及び目標を踏まえ、医療費適正化に取り組むこととする。

## 第7章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

市町村が担う事務の種類や性質によっては、当該市町村が単独で行うよりも広域的に実施することにより効率化できるものもあることから、県と市町村は下記の取組の実現に向け、引き続き協議を行う。

### 1 事務の共通化

#### (1) 医療費通知及び後発医薬品差額通知

都道府県単位化を被保険者の目に見える形で示すため、通知回数や対象月数、通知の様式や内容について統一した。引き続き、全市町村において共通様式により通知する。

#### (2) 保険料（税）の賦課事務

現在は市町村ごとに仮算定の有無や本算定の期日及び納期が異なっているが、保険料（税）水準統一の時期に合わせて仮算定の有無や納期等を統一する方向で調整を行う。

#### (3) 短期被保険者証及び資格証明書の発行に係る指針の運用【再掲】

都道府県単位化にあたっては、短期被保険者証及び資格証明書の発行について市町村によって極端な違いが出ないように、県は、市町村と協議し、短期被保険者証及び資格証明書の発行に係る指針の運用を促進する。

#### (4) 滞納処分の執行停止に係る指針の運用【再掲】

滞納処分の執行停止についても、市町村によって極端な違いが出ないように、県は、市町村と協議し、滞納処分の執行停止に係る指針の運用を促進する。

#### (5) その他の事項

県は、市町村の各種事務について、必要に応じ実施状況等を調査し、その結果を情報提供するとともに、市町村との協議を経て事務の共通化を推進する。

### 2 国保事務担当マニュアルの作成

県は、これまでに国保事務全般について市町村担当者の参考となるマニュアルとして「国保事務の手引き」を作成しているが、適宜改定作業を行う。

### 3 情報セキュリティ対策

情報の保管・移送・消去等のセキュリティ対策については、各市町村及び宮城県国民健康保険団体連合会が定めるそれぞれの情報セキュリティポリシーに従い確実に実施するものとする。

## 第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

県は、国保の財政運営の責任主体として医療・保健・福祉全般にわたって目配りをしながら施策を推進するため、以下の取組を進める。

### 1 地域包括ケアの推進

平成28年度から前倒しで開始されている保険者努力支援制度の評価指標の一つに地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況が設けられ、地域包括ケア推進の取組が評価されることとなった。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療と介護及び生活支援等を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向け、県と市町村は、保険者努力支援制度の評価指標を達成すべく、組織の横断的な連携が進むよう努めるものとする。

### 2 国保データベース(KDB)システム等の活用

県は、引き続き、国保データベース(KDB)システムや被用者保険のデータ等の健康・医療情報に係る情報基盤を活用し、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、市町村や宮城県国民健康保険団体連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行う。

### 3 他計画との整合性

県は、広域的な保険者として、本運営方針と県が定める宮城県地域医療計画、宮城県健康増進計画「みやぎ21健康プラン」及び宮城県高齢者福祉計画・宮城県介護保険事業支援計画「みやぎ高齢者元気プラン」等との整合性を保つよう関係各課と情報連携を図るものとする。

## 第9章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等に関する事項

県と市町村が一体となって国保制度の運営にあたるため、以下のとおり連絡調整等の仕組みを定める。

### 1 宮城県国民健康保険運営連携会議及び部会

県は、宮城県国民健康保険運営協議会に諮る議題について、宮城県国民健康保険運営連携会議において市町村と意見調整を行うものとする。また、必要に応じて随時部会を開催するものとする。

### 2 各種研修会の実施

県は各種研修会を実施し、市町村担当職員が国保業務に必要な知識を習得することを支援する。

### 3 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等、突発的な事態が被保険者の生活に著しい影響を与え、当該事態に対応した施策が講じられる場合には、県、市町村及び関係機関が連携して必要な措置を講じる等、適正に対応するよう努めていくこととする。